

北上市告示甲第44号

令和6年度北上市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱を次のように定め、令和6年1月1日から適用する。

令和6年6月13日

北上市長 八重樫 浩 文

令和6年度北上市定額減税補足給付金（調整給付）支給事業実施要綱

（目的）

第1 この告示は、令和6年度税制改正による定額減税を十分に受けられないと見込まれる者に対し、定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）を支給することにより、賃金上昇が物価高に追い付いていない市民の負担を軽減し、デフレからの完全脱却を目指すことを目的とする。

（支給対象者）

第2 調整給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和6年1月1日に市に住所を有する者（市の住民基本台帳に登録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。

(1) 3万円にその者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数（以下「扶養親族等の数」という。）に1を加えた数を乗じて得た額が、その者の令和6年分所得税額として推計した額を上回り、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第3号に規定する居住者に限る。）。ただし、令和5年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(2) 1万円にその者の扶養親族等の数に1を加えた数を乗じて得た額が、その者の令和6年度分個人住民税所得割の額を上回る個人住民税所得割の納税義務者。ただし、令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

2 前項第1号において令和6年分所得税額として推計する額は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計される額のいずれか低い額とする。

3 第1項第1号において令和6年分所得税額として推計する額及び同項第2号において算定する令和6年度分個人住民税所得割の額は、所得税法等の一部を改正する

法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前で、当該特別税額控除以外の税額控除後の額とし、復興特別所得税は含まないものとする。

（調整給付金の額）

第3 調整給付金の額は、次の各号により算定した額を合算した額（その額に万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

- (1) 3万円にその者の扶養親族等の数に1を加えた数を乗じて得た額からその者の令和6年分所得税額として推計した額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
- (2) 1万円にその者の扶養親族等の数に1を加えた数を乗じて得た額からその者の令和6年度分個人住民税所得割の額を差し引いて得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

2 前項の調整給付金の額は、令和6年6月24日（以下「基準日」という。）の課税情報により決定するものとし、基準日以降に生じた異動は、調整給付金の額に反映しないものとする。

（支給の申し込み）

第4 市長は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条の規定に基づき公的給付支給等口座の登録をしている者その他の金融機関の口座番号を把握できる支給対象者（第3第1項の規定により算定した調整給付金の額が零でないものに限る。第5において同じ。）に対し、別に定める調整給付金支給のお知らせにより支給の申込みを行い、調整給付金の受給の意向を確認するものとする。

2 支給の申込みを受けた支給対象者（以下「積極支給対象者」という。）が、前項の金融機関の口座と異なる口座に調整給付金の振込みを希望するときは、その旨を書面により申し出るものとする。

3 市長は、第1項の規定による支給の申込み後速やかに、積極支給対象者に対し給付金を支給する。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

（支給口座の確認等）

第5 市長は、積極支給対象者を除く支給対象者に対し、別に定める北上市定額減税補足給付金支給口座確認書（以下「確認書」という。）を送付するものとする。

2 前項の規定により確認書の送付を受けた者は、給付金の振り込みを希望する金融機関の口座を記入し、当該確認書を市長に提出するものとする。

3 第1項の確認書の送付を受けなかった支給対象者が、調整給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める北上市定額減税補足給付金申請書に市長が必要

と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(代理による申請等)

第6 第5第2項の規定による確認書の提出又は第5第3項の規定による申請（以下「申請等」という。）を代理人により行うときは、第5第2項又は第3項に規定する書類に加え、当該申請等に係る受給資格者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出するものとする。

(申請等の期限)

第7 申請等の提出期限は、令和6年10月31日とする。

(支給の決定)

第8 市長は、申請等があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、調整給付金の支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給の決定をした場合は、当該決定のあった日に申請等をした者（以下「申請者等」という。）から調整給付金の請求があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者等にその旨を通知するものとする。

(支給の方法)

第9 給付金の支給は、第4第1項の金融機関の口座又は申請者等が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 市長は、特別の事情により前項の規定による方法が困難であると認める場合は、現金により支給することができる。

(支給の取扱い)

第10 給付金の支給決定後において、申請等の書類の記入の誤り又は第9第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者又は代理人の責に帰すべき事由により令和6年11月30日までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退し、又は申請等を取り下げたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(事業の委託)

第13 市長は、必要があると認めるときは、適当と認める者に事業の実施を委託することができる。

(補則)

第14 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。